第明治三十五種郵便物認可

平成２４年（フ）第１２５号
奈良県大和郡山市額田部北町1027番地２
債務者　古居　宏之
１　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３６号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県営明星寺団地11棟112号
債務者　高畠　孝一
１　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第４１号
福岡県飯塚市綱分1512番地22
債務者　松本　省三
１　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第４２８号
佐賀県三養基郡基山町大字小倉2861番地
債務者　東　奈津子（旧姓吉﨑）
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２号
佐賀県小城市三日月町織島2868番地11
債務者　江口　紀子
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４８号
佐賀県佐賀市鍋島町大字蛎久１番地
債務者　尾﨑美津子
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５５号
佐賀県佐賀市鍋島町大字森田438番地
債務者　小川　義彦
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６６号
佐賀県佐賀市南佐賀２丁目２番21号
債務者　竹下真由美
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８０号
佐賀県佐賀市高木瀬東３丁目16番17号
債務者　松永　浩二
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２号
兵庫県伊丹市千僧４丁目93番地　桧山方
債務者　高　　漢承
１　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第５３号
兵庫県芦屋市高浜町４番１―631号
債務者　加藤　祥子
１　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２４５号
兵庫県西宮市北名次町２番９号
債務者　片山慶之進
１　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２４７号
兵庫県尼崎市立花町１丁目28番４号　グレストハイツ401
債務者　瀧本　雅樹
１　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３号
兵庫県宍粟市山崎町山崎410番地
債務者　北山　美幸
１　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第１０号
兵庫県宍粟市山崎町山崎410番地
債務者　北山　　至
１　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第２６号
兵庫県豊岡市戸牧587番地　トーヨーハイツ豊岡Ｂ　103、前住所兵庫県豊岡市日高町国分寺168番地　共栄テラス５号
債務者　谷垣　邦男
１　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
徳島県三好郡東みよし町昼間2753番地５
債務者　三木　伸二
１　決定年月日時　平成24年５月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第１９９号
福岡県中間市中尾２丁目12番19号
債務者　新垣　和子
１　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部